

国名	対応
タイ	<p>(3月24日付け知的財産局告示より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉庁、受付の時間短縮等の特別措置は言及されていない。</li> <li>・ コロナ感染拡大による事態により期限内に手続ができない場合、事態の収束後15日以内にその理由と証拠とともに期限延長申請を行うことができる。</li> <li>・ 延長申請が認められた場合、許可命令の受領日から30日の期限延長が可能。</li> <li>・ 延長申請が認められなかった場合、命令受領日から15日以内の不服申立が可能。</li> </ul>
フィリピン	<p>(フィリピン知的財産庁からの3月26日付けCircularより)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先権主張を伴う特許、実用新案、意匠および商標出願については、規定された期限内にオンライン出願を行わなければならない。</li> <li>・ 2020年3月16日から2020年4月14日までの間にオンライン出願システムにより行われた特許、実用新案、意匠および商標出願に係る出願手数料の支払い期限は、オンライン出願日から45日間の延長がなされたものと見なす。出願人は出願時にオンライン支払システムによる支払いを選択することもできる。</li> <li>・ 2020年3月16日から2020年4月14日までの間に期限を迎える全ての書類、申請および支払いは、期限から 45日間の延長がなされたものと見なす。</li> </ul> <p>(フィリピン知的財産庁からの4月4日付けCircularより)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同庁のテレワーク期間を2020年4月30日まで延長する。</li> <li>・ 同庁で予定されていたヒアリングおよび調停を2020年4月30日まで延期する。</li> <li>・ 2020年3月16日から2020年5月15日までに期限を迎える全ての書類、申請、書類、支払いは、元の期限から60日間延長する。</li> <li>・ 2020年3月16日から2020年4月30日までに期限を迎える特許、実用新案、意匠および商標出願は、IPOPHLの電子出願システムによる手続が可能。ただし、出願処理は閉庁期間が明けてから開始される。閉庁期間中、紙による出願は認められない。</li> <li>・ 優先権を伴う特許、実用新案、意匠および商標出願は、優先権主張期限に間に合うよう電子出願をしなければならない。</li> <li>・ 2020年3月16日から2020年5月15日に電子出願システムにより手続された新規出願（優先権主張を伴うものも含む）の支払い期限は、電子出願日から60日間延長されるものとする。電子出願日を出願日と見なす。出願人はオンライン支払システムを利用することもできる。</li> <li>・ 紙書類の受領は停止し、強化されたコミュニティ隔離措置（enhanced community quarantine）が明けた次の営業日である2020年5月4日に提出することができる。</li> <li>・ 2020年3月16日から2020年4月30日まで謄本申請の受付を停止する。</li> <li>・ 2020年3月16日から2020年4月30日に予定されている全てのセミナー、会合、パブリックヒアリングを延期する。</li> <li>・ コミュニティ隔離措置期間中、同庁のメールボックスへのアクセスを停止する。</li> </ul>

マレーシア	<p>(マレーシア知的財産公社3月31日付けFacebookより)</p> <p>活動制限令(The Movement Control Order 2020) が4月14日まで延長されたことに伴い、マレーシア知的財産公社も4月14日までカスタマーサービスカウンターの閉鎖期間を延長する。</p> <p>(マレーシア知的財産公社3月31日付けウェブサイトより)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規のPCT出願はWIPO IP Portalを通じて手続が可能。</li> <li>・2020年3月18日から4月14日までに更新期限を迎える特許、実用新案は、2020年4月30日まで期限が延長される。</li> </ul> <p>なお、オンライン決済システムは引き続き利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動制限令期間中に優先権主張期限を迎える商標出願の紙媒体による手続は、2020年4月20日までの紙媒体による手続が認められる。期限の延長は調査および審査目的に限定され、出願日には影響を与えないが、パリ条第4条C3項の“最初の就業日”に従い、2020年4月15日に手続することを強く勧める。</li> <li>・オンライン出願システムは利用可能。</li> </ul> <p>(マレーシア知的財産公社HPより)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動制限令期間中、カスタマーサービスは停止する。</li> <li>・新規のPCT出願はWIPO IP Portalを通じて手続が可能。</li> <li>・2020年3月18日から4月14日までに更新期限を迎える特許、実用新案は、2020年4月30日まで期限が延長される。</li> <li>・活動制限令期間中に優先権主張期限を迎える商標出願の紙媒体による手続は、2020年4月20日までの紙媒体による手続が認められる。期限の延長は調査および審査目的に限定され、出願日には影響を与えないが、パリ条第4条C3項の“最初の就業日”に従い、2020年4月15日に手続することを強く勧める。</li> <li>・オンライン出願システムは利用可能。</li> <li>・2019年12月27日から2020年4月29日に更新期限を迎える商標は、2020年4月30日まで期限が延長される。</li> <li>・審判、異議申立、支払いを含む庁の書面に関する期限は、2020年4月30日まで期限が延長される。</li> <li>・活動制限令期間中、マドプロ経由の国際商標出願を停止する。</li> <li>・活動制限令期間中、謄本の提供を停止する。</li> <li>・活動制限令期間中に予定されていた商標、特許、工業意匠のヒアリングを中止する。</li> <li>・活動制限令期間中、著作権通知申請を停止する。</li> </ul>
インド	<p>(3月25日付けインド特許意匠商標総局HPおよび発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インド特許意匠商標総局は2020年3月25日より21日間閉庁する。</li> <li>・閉庁期間内に期限を迎える各種手続、支払いについては、その期限を当局再開日の翌日とする。</li> <li>・特許部において2020年3月23日から4月14日に予定している全てのビデオ会議によるヒアリングを中止する。新たな日程は改めて通知される。</li> </ul>
インドネシア	<p>(インドネシア知的財産権総局からの3月20日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月20日から3月31日まで受付業務を閉鎖し、全ての紙媒体による提出は受け付けない。</li> <li>・オンライン申請は可能。</li> <li>・同期間中に迎える期限の猶予</li> </ul> <p>(インドネシア知的財産権総局HPより)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、受付業務を4月21日まで閉鎖。</li> <li>・オンライン申請は可能。</li> <li>・同期間中に迎える期限を猶予</li> </ul>
シンガポール	<p>(シンガポール知的財産庁からの2020年4月3日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンガポール知的財産庁は2020年4月7日から5月7日まで閉庁する。ただし、閉庁期間中もオンライン出願は受け付ける。</li> <li>・オンライン出願について、出願日、優先権主張期間は通常通りの取り扱いとなる。</li> <li>・閉庁期間中に迎える期限は全て、2020年5月8日が新たな期限となる。これは、シンガポール知的財産庁のヒアリングおよび調停局(Hearings and Mediation Department) で扱われる案件にも適用される。</li> <li>・閉庁期間中でも、オンラインによる応答等は可能。</li> </ul>

ベトナム	<p>(3月31日付け 現地代理人からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム知的財産庁は3月30日から閉鎖されている。再開時期を含め、現在のところ政府から正式な告知は発出されていない。</li> <li>・オンラインでの新規出願が可能だが、同庁が再開されるまで出願日および出願番号は付与されない。</li> <li>・応答手続、審判、異議申立、更新等の手続は、同庁が再開されるまで手続することができない。</li> </ul> <p>(3月31日付け 現地代理人からの情報2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年3月30日から4月30日に期限を迎える知財案件の期限（優先権主張期限、書類の追完期限、方式・実体審査結果等に対する応答期限、更新期限、支払期限、請求期限）は、自動的に2020年5月30日まで延長される。その他の案件について、コロナウィルス感染拡大による影響で知財案件の権利確立および権利実施にネガティブな影響を受けた出願人は、サーキュラー01/2007/TT-BKHHCN（サーキュラー16/2016/TT-BKHHCN改正）9.4および9.5に基づく不可抗力の規則を適用することができる。</li> <li>・日ベトナム間PPH申請受付は、当初予定の2020年4月1日から2020年5月4日に延期する。</li> <li>・ベトナム知的財産庁とのやりとりは、郵便またはオンラインシステムのみとする。支払いは郵便またはオンライン決済で行う。</li> </ul> <p>(4月7日付け現地代理人からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム知的財産庁のハノイ本庁舎は閉庁し、郵送物の受付を停止。</li> <li>・ベトナム知的財産庁のホーチミン支所およびダナン支所は、郵送物を受け付けている。</li> <li>・オンラインでの手続は、ハノイ本庁舎およびすべての支所において可能。</li> </ul>
ミャンマー	<p>現在のところ特別な対応はおこなわれていない。 商標については現行の登記制度に基づき受け付けている。</p>
カンボジア	<p>現在のところ特別な対応はおこなわれていない。紙媒体およびオンラインともに申請が可能。</p>
ラオス	<p>(4月1日付け現地代理人からの情報) ラオス知的財産局は4月1日から19日まで閉庁。現時点で当局から手続における措置などの発表はなされていない。</p>
バングラデシュ	<p>(4月6日付け現地代理人からの情報) 3月26日から4月14日まで閉庁。閉庁期間中に向ける期限は自動的に4月15日まで延長される。</p>
ブルネイ	<p>(ブルネイ知的財産庁からの3月23日付け発表より) 一時的に窓口業務を閉鎖し、書類提出、出願、支払いのみを受け付ける。</p>